

◎新潟県選挙管理委員会告示第56号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、妙高市選挙管理委員会から、次のとおり指定及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成30年9月21日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
水上コミュニティセンター	妙高市大字西条451番地	大広間	91.98	平成30年9月1日

2 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
妙高市総合センター	妙高市大字関山1208番地2	娯楽集会室	205.20	平成29年7月1日
		老人研修室	72.00	
妙高市就業改善センター	妙高市大字西条448番地	集会室	69.75	平成30年9月1日